

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 に基づく行動計画

1.計画期間

令和3年3月3日～令和8年3月31日

2.目 標

- ・男性育児休業の取得
- ・有給休暇取得率 53%から取得率をアップする。

3.対策と実施期間

- ・平成30年3月～社内の実態把握
- ・平成30年4月1日～男性職員の育児休業の取得の推進
- ・令和3年2月～社内の実態把握
- ・令和3年3月～有給休暇取得率を上げるため個別に働きかける。